

五監公告第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年10月27日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

巢本小学校、五泉南小学校、愛宕小学校、五泉北中学校、愛宕中学校、村松幼稚園

3. 監査の期間

平成27年8月5日～平成27年8月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 備品は、五泉市財産事務規則第58条、第67条でその整理と現在高報告について規定されている。備品台帳及び現在高報告書は学校教育課でエクセルシートにより一括整理されていたが、備品台帳と現在高報告に差異が生じ、符合していないものが見受けられた。また、教材備品で古くて使用に耐えることが出来ない備品については廃棄する等、併せて適正な管理に努められたい。	備品台帳と現在高報告書の差異については、入力内容を訂正し、確認作業を終えました。 今後は、再びこのようなことが起きないように、学校の事務職員を含めた複数による確認を行ってまいります。 教材備品で古くて使用に耐えることができない備品の廃棄などについては、十分精査の上、適正に処理するよう努めてまいります。